

## 平成 29 年度 第 1 回 磐田市文化財保護審議会（概要）

日時	平成 29 年 8 月 30 日 (水) 13 : 30 ~ 15 : 00
場所	磐田市埋蔵文化財センター 2 階 研修室
出席者	磐田市文化財保護審議会委員 9 名 平野吾郎会長 小杉達副会長 芹澤拙夫委員 日比野秀男委員 増田千次郎委員 鈴木敬雄委員 中山正典委員 坪井俊三委員 加藤理文委員
出席職員	教育委員会事務局 10 名 村松教育長 秋野教育部長 高梨文化財課長 村松課長補佐兼管理グループ長 木村主査兼歴史文書館長 竹内主幹兼調査グループ長 鈴木亮司主査 江間主査 佐口主査 谷口主任
傍聴人	なし
議事	○委嘱状交付、会長・副会長選出

### ○協議事項

#### ① 文化遺産総合活用推進事業へのエントリーについて

〔事務局からの説明〕

平成 29 年 6 月に、掛塚祭本部および大当町自治会より、掛塚祭屋台修理を文化遺産総合活用推進事業へエントリーする提案書が磐田市文化財課へ提出されました。対象となる文化財は、掛塚地区で最も古く磐田市有形民俗文化財に指定されている大当町屋台と、静岡県無形民俗文化財に指定されている掛塚祭屋台囃子です。事業内容は、屋台の修理および修理過程の映像記録と掛塚祭全体の映像記録作成です。

文化財課において内容を確認したところ、磐田市文化遺産保存等事業選定基準に該当することから、この提案を平成 30 年度の文化遺産総合活用事業として実施してよいか審議をお願いします。

〔主な質問・意見〕

- ・ 県・市は補助金を出しますか？  
→ 出しません。国の補助率 85%、実施団体の自己負担が 15%以上です。
- ・ 教育委員会や文化財保護審議会が承認する立場ではないのではないのでしょうか？  
→ 文化財保護審議会としては、この事業がエントリーすることを承知しているという立場です。国に事業を申請するのは磐田市伝統文化活性化実行委員会です。
- ・ 屋台の図面がないようなら、解体組立はよいチャンスなので、ぜひ図化をするべきと考えます。

○報告事項

① 豊岡地区伝承遠州大念仏の調査について

〔事務局からの説明〕

昨年度に引き続き、文化遺産総合活用事業として豊岡地区に伝わる遠州大念仏の調査を実施しています。昨年度は4組、今年度は3組の映像記録を作成します。調査については、小杉先生、中山先生にご指導をいただきながら進めています。

今年度の映像記録のダイジェスト版をご覧ください。

－DVD 視聴（約7分）－

現在調査報告をまとめています。調査成果を踏まえ、次回の審議会に市指定無形民俗文化財候補として、諮問する予定です。

〔主な質問・意見〕

・豊岡地区の大念仏をやっている人たちは、初盆供養のために、まじめによくやっているといます。初盆だけど経済的な理由で大念仏を行えない家があるとか、地域に伝統を受け継ぐ若い後継者がいないなどの問題があると思いますが、よくがんばっているという印象を受けました。

・組によって所作が違いますか？

→大きくは同じですが、細かいところでは組によって違うところもあります。

・手順書などが文書で残っていますか？

→文書がある組とない組があります。今、調査結果をまとめているところです。

② 遠江国分寺跡整備事業について

〔事務局からの説明〕

昨年度、整備基本計画を策定しました。今年度より5年間で整備を実施します。今年度は設計を業者に委託します。トイレや四阿を建てることにより遺跡が破壊されないかを調査します。

整備委員会を開催し、委員の指導に従い具体的な整備を実施していきます。

〔主な質問・意見〕

・スマートフォンを掲げると映像が出るという事業の計画はありますか？

→AR 事業ということで、具体的にはなっていませんが、先進事例に学びながら、よりよい形で導入したいと考えています。

③ 天然記念物部会経過報告について

〔事務局からの説明〕

現在、実施中の案件は善導寺大クスと熊野の長フジです。芹澤先生にご指導いただいています。

善導寺の大クスは、今年度、樹勢回復のため、高い枝を切って保護材を塗ります。その後土壌改良工事を実施します。

熊野の長フジについては、民間所有地である隣地との境界立会いを実施するために、見学者用の木道を撤去したところ、隣地の境界を越えて根が伸びてしまっていたため、これについてどう対処するかを県文化財保護課に相談しています。芹澤先生にも現地を確認してもらいました。

〔主な質問・意見〕

・善導寺大クスは、本来なら横に伸びるはずの根が、周辺の土壌が狭く硬くなってしまったため根を伸ばすことができずに、樹勢が衰えてしまいました。回復させるために、根が下へ伸びるように、根の周りの土壌を1mの深さまで徐々に入れ替えていきます。

・熊野の長フジについては、境界をはみ出た部分については、切るなどして対処したらどうでしょうか。蔓性の植物は発根が多いので挿し木すればすぐつきます。境界を越えずに根を伸ばす方法を考えてやれば、本体に影響を与えないよう処理できると思います。

・木の周りが階段になってしまって、水が中に通らないので、水を通すようにしたらどうでしょうか？

→枝の下は普通は手をつけないのですが、それを狭めてコンクリを貼ったりしたので樹勢が衰えてしまいました。まずは表面に出ている部分の土壌を替えて、その後必要があれば階段の下の土壌を掻き出して土壌改良をやることになるかもしれません。

#### ④ 旧見付学校附磐田文庫の保存活用計画について

〔事務局より説明〕

昨年度、国庫・県費補助事業で旧見付学校の消防設備の改修を実施したところ、本来防災設備の整備については、施設全体の整備計画、保存活用計画等を策定したうえで実施するべきだとの指導を受けました。旧見付学校には雨漏り修繕や耐震補強など、実施すべき事業が多くあります。これらを計画的に進めるために、保存活用計画を策定する必要があると考えています。

〔主な質問・意見〕

・公益財団法人文化財建造物保存技術協会は昭和 50 年代の保存修理を実施しているから、そのときの資料を持っているはずなので、それを利用して耐震補強を行ってもらったらどうでしょうか。

・旧見付学校の隣の大久保家と磐田文庫をセットでの活用を考えるべきです。  
→大久保家とセットでの活用は課題のひとつであると認識しています。

#### ⑤ 民俗資料保管の現状と今後の方向性について

〔事務局より説明〕

磐田市合併後、旧 5 市町村が保管していた民俗資料を、鎌田給食センターに移動して仮置きとして保管してきました。このたび区画整理事業に伴い、鎌田給食

センターを取り壊すことになりました。そこで、市の保育園跡地に移動することになりました。移動に際して、台帳の整理を行いました。この場所についてもいずれは移動することになりますので、梱包した状態で保管してあります。

先日、現地を小杉先生、中山先生に視察していただき、ご指導いただきました。

今後の課題としては、保育園施設にすべての民俗資料が集約されたわけではなく、他に数箇所に分散して収蔵しているため、これらの資料をどのように整理していくのか、また民俗資料だけでなく、歴史資料全般をデータベース化する必要があること、民俗資料のどのように活用していくか、などがあります。

活用については、小学3年生を対象に民具に触れてもらうための訪問歴史教室を実施していますが、職員が対応しきれない面もありますので、活用方法については今後検討していきます。

現在、資料収集について指針がありませんので、民俗資料だけでなく歴史資料全般について収集についての指針を定める計画です。本日の資料に指針案を添付しました。内容を精査し改めて審議会に諮らせていただきます。

〔主な質問・意見〕

・以前2年前に給食センターを視察しましたが、そのときに比べ、台帳整理がかなり進んでいて感心しました。

・今後の保存活用を考えると、地域、使用場所、用途別に収蔵できるとよいと思います。

・資料整理にはストーリーが必要だと思います。

・保育園は民俗資料の保管場所としてはどうなのですか？

→日中は無人です。電気、水道、警備装置などは使えます。新たに窓に遮光カーテンを設置しました。

・小学6年生の学力テストの国語の問題に、「洗濯板を使って洗濯をしたいへんだった」というような文がありました。全国の小学6年生がみんなこれを読んだことで民具への感心が高まったと思います。たいへんうれしいことです。

・豊岡総合センターの隣に釜谷造りの建物があったのですが、2～3年前に突然取り壊されてしまいました。非常に残念です。理由を教えてください。

→豊岡総合センターの整備計画の中で、取り壊しすることになりました。建物の図面を作成し記録保存を行いました。

## ⑥ 津倉家修繕について

〔事務局より説明〕

平成26年に市が寄贈を受け、2ヵ年かけて現況調査、耐震調査を実施しました。主屋、応接室、土蔵の立面図の作成、目視による修繕必要箇所の調査、耐震診断のための構造調査を実施しました。調査の結果、直ちに大きな修繕が必要な箇所はありませんでした。耐震性について、主屋、応接室は劣りますが、土蔵につい

ては有という結果でした。

今後の津倉家の利用方法が定まったところで、耐震補強等を検討していきます。  
今年度は、予算内でできる屋根の雨漏り箇所の修繕等、小規模修繕を実施します。

また、地元のボランティア団体が開催する見学会や、年3回の庭園草刈のサポートを実施します。

〔主な質問・意見〕

・建物の限界耐力計算には、さまざまな方法があります。市がこの建物をなんのために残すのかを明確にして説明すれば、建築基準法第3条の適用除外に該当し、建物の景観を損ねずに耐震補強を実施することができると思います。時間をかけて検討すべきです。

→地元のボランティア団体がありますので、協力して建物の保存活用について、ストーリーを考えていきたいと思います。どのように活用していくかを検討していきます。

⑦ 文化財調査実績

⑧ 文化財啓発事業等実績

⑨ 発掘調査実績

〔事務局より説明〕

・資料をご覧ください。